

千葉大学形成外科同門会規約

第1条 (目的)

本会は、千葉大学形成外科同門会員の親睦を図るとともに、形成外科診療の発展に貢献することを目的とする。

第2条 (事務局)

1. 本会事務局は、千葉大学形成外科教室内に置く。
2. 千葉大学形成外科教室医局長を事務局長とする。

第3条 (事業)

1. 年1回を原則として、総会を開催
2. 年1回を原則として、研究会を開催
3. 会誌の発行
4. 同門会員以外の形成外科学会会員ならびに研究者との交流
5. その他、本会の目的に沿う事業

第4条 (会員)

1. 会 員

A会員は教室在局者および過去に在局した者とし、B会員は教室在局者以外で、役員公司推荐があり、役員会で承認された者とする。

2. 名誉会長、名誉会員、特別会員

本人の同意を得て会長が推薦し、役員会の議決を得た者とする。

3. 賛助会員

希望により受付け、会の発展に貢献できる者で、役員会で承認された者とする。

第5条 (役員会)

1. 同門会の役員会は次のものによって構成される。

会 長

幹 事 (若干名)

監 事 (2名)

事務局長 (千葉大学形成外科教室医局長)

会 計

書 記

2. 役員会の議長には会長がなる。

3. 役員会の成立には会長も含め役員3分の2以上の出席を要する (委任状を含む)。

4. 役員任期は2年間とし、再任を妨げない。

第6条 (会員資格の喪失)

会員は次の理由によりその資格を喪失する。

1. 禁治産または準禁治産の宣告を受けたとき。
2. 死亡または失踪宣言を受けたとき。
3. 除名の懲戒処分を受けたとき。

第7条 (会費)

会費は、別に定められた会費を納入しなければならない。

第8条 (会計)

1. 会計を会長が任命する。
2. 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 本会の予算決算報告は毎年同門会総会開催日に行わなければならない。
4. 上記の報告の監査は監事が行い、役員会に報告する。

第9条 (収入)

同門会の収入は次による。

1. 会員の会費
2. その他の雑収入

第10条 (改廃)

本規約の改廃は、役員会に議決を要する。

上記の会則は平成14年3月より発効する。

上記の会則は平成24年3月改定した。